

生活保護基準の見直しに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年一月二十八日

参議院議長 平田 健二 殿

川
田
龍
平

生活保護基準の見直しに関する質問主意書

生活保護基準の見直しは、就学援助を始めとした生活困窮者支援を目的とする他制度の支給要件に影響し、国民生活に重大な影響を与えるかねない。この観点から、以下質問する。

一 生活保護基準を考慮して支給額が定められている他の制度の名称（国が定めている制度及び地方自治体が独自に実施し政府が把握している制度を含む。地方自治体による独自の制度については、自治体名も明記のこと）を全て明らかにされたい。

二 前記一における制度の受給者数について、各制度ごとに明らかにされたい。

三 生活保護基準の見直しが、生活保護受給者のみならず、就学援助など他の制度を利用する生活困窮者にも幅広く影響が及びかねないことについてどのように考えるか。政府の見解及び対応を明らかにされたい。

右質問する。

